

公共下水道および津堅島農業集落排水接続工事に係る補助金制度のご案内

公共下水道および農業集落排水（津堅島のみ）への接続により、快適な生活環境の確保・公共用水域の水質汚濁防止および浄化の促進を目的とし、排水設備工事（新築工事を除く）を行う方に工事費の一部を補助金として交付します。現在受付中です。予算に達し次第受付を終了いたします。

補助金対象者

- ①公共下水道または農業集落排水（津堅島のみ）へ接続できる区域内、建物の所有者または居住者、もしくは土地の所有者
- ②国、県または市の同様な制度による補助を受けていない方
- ③市税の滞納がない方（完納証明書）

補助額

- ・合併処理浄化槽から下水道切替工事を行う場合
⇒工事費最大で5万円（農業集落排水への切替工事は最大で7.5万円）
- ・単独処理浄化槽またはくみ取り式便所から下水道切替工事を行う場合
⇒工事費最大で10万円（農業集落排水への切替工事は最大で15万円）

注意事項

いずれの接続工事も、指定工事店でなければなりません。下水道排水設備指定工事店一覧は市ホームページで公開しています。



【お問合せ】下水道課 排水設備係（水道庁舎内）☎973-7977

合併処理浄化槽設置補助金制度について

河川の水質向上を図るために有効な合併処理浄化槽の設置費用に対する補助事業を行っています。現在受付中です。予算に達し次第受付を終了いたします。

対象地域

- ・公共下水道事業計画区域外の地域
- ・公共下水道事業計画区域内で7年以上、下水道の整備が見込まれない地域

補助金対象者

- ①浄化槽法、建築基準法等の関連している法令に違反していない方
- ②土地、住宅等を借りている方で、賃貸人の承諾が得られる方
- ③市税等の滞納がない方（完納証明書）
- ④補助金交付の申請および交付の決定前に合併処理浄化槽の設置工事に着手していない方
- ⑤建築する住宅が販売目的でない方

対象数 39基程度（5～10人槽）

補助限度額 50万円

市公式ホームページ

「暮らし・手続き」⇒「上下水道」⇒「下水道」⇒「合併浄化槽設置の補助金制度」をご覧ください。



【お問合せ】下水道課 排水設備係（水道庁舎内）☎973-7977

検定満期「水道メーター」の定期取替について

水道メーターは、計量法によって8年ごとの取替が義務づけられており、市では定期的に水道メーター（個人設置のメーターを除く）の取替を行っています。

令和6年度については、下記のとおり実施予定ですので、ご協力をお願いいたします。

交換期間 6月～令和7年2月

※該当するご家庭には実施前に、「水道メーターの定期取替について」お知らせいたします。

実施業者 うるま市管工事事業協同組合 ☎973-3378

《取替についてのお願い》

- ・メーター取替のため敷地内に入らせていただく場合があります。
- ・取替後に空気が入り、水が白く濁る場合がございますが、水を少し流してからお使いください。

※ご不在の場合でも、取替いたしますのでご了承ください。なお、取替の費用は無料です。



【お問合せ】営業課 給水係（水道庁舎内）☎975-0306